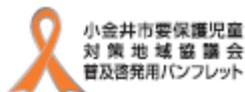


小金井市で
子どもに
関わっている
みなさん



支援の輪をつくり 子どもを虐待から守りましょう

要保護児童対策地域協議会は、虐待・養育困難・非行などで支援を必要としている児童に対して、関係機関が連携して支援することを目的につくられました。ネットワークを強化し、小金井市の子どもたちを支援していきましょう。



小金井市子ども家庭支援センター

はじめに

小金井市では、平成16年1月に子ども家庭支援センターを開設し、子育て支援事業の充実を図ってきましたが、平成19年10月に児童虐待対応・養育困難家庭の支援をさらに強化させるため「先駆型子ども家庭支援センター」へ移行しました。またそれと同時に、関係者が児童虐待に関する情報の交換を行いやすくするためのネットワークとして、小金井市要保護児童対策地域協議会を立ち上げました。

様々な家庭状況、社会背景により、厳しい環境の中で育っている子どもが多くいます。支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な初期対応と、長期的に子どもの成長を見守り続ける地域の支援体制づくりが必要です。今後、小金井市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関のみなさんと連携を密にし、有効なネットワークをつくり、子どもたちの最善の利益を守り、健全な育成をめざして支援をしていきます。

このパンフレットを活用し、小金井市要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関のみなさんの一人ひとりが自分の役割を担い、みんなで手をつなぎ児童虐待を防止するまちをつくっていきましょう。

身体的虐待 (43.2%)

- ・身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ・殴る・蹴る・たばこの灰を押し付ける・熱湯をかける など

心理的虐待 (31.7%)

- ・著しい悪言または著しい拒絶的な対応、家庭内における配偶者に対する暴力又はきょうだいに対する暴力の目撃
- ・子どもの存在を否定するような悪言、発達段階や能力以上のことを要求しできないと叱る、子どもの前でDV(夫・妻・パートナーからの暴力)を行う など

児童虐待には 四つの種類 があります

ネグレクト

(養育の放棄・怠慢) (23.8%)

- ・心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置
- ・家や車の中に放置する・食事や風呂などの世話をしない・健康を損ねても治療しない・同居人の子どもへの暴力を見逃す など

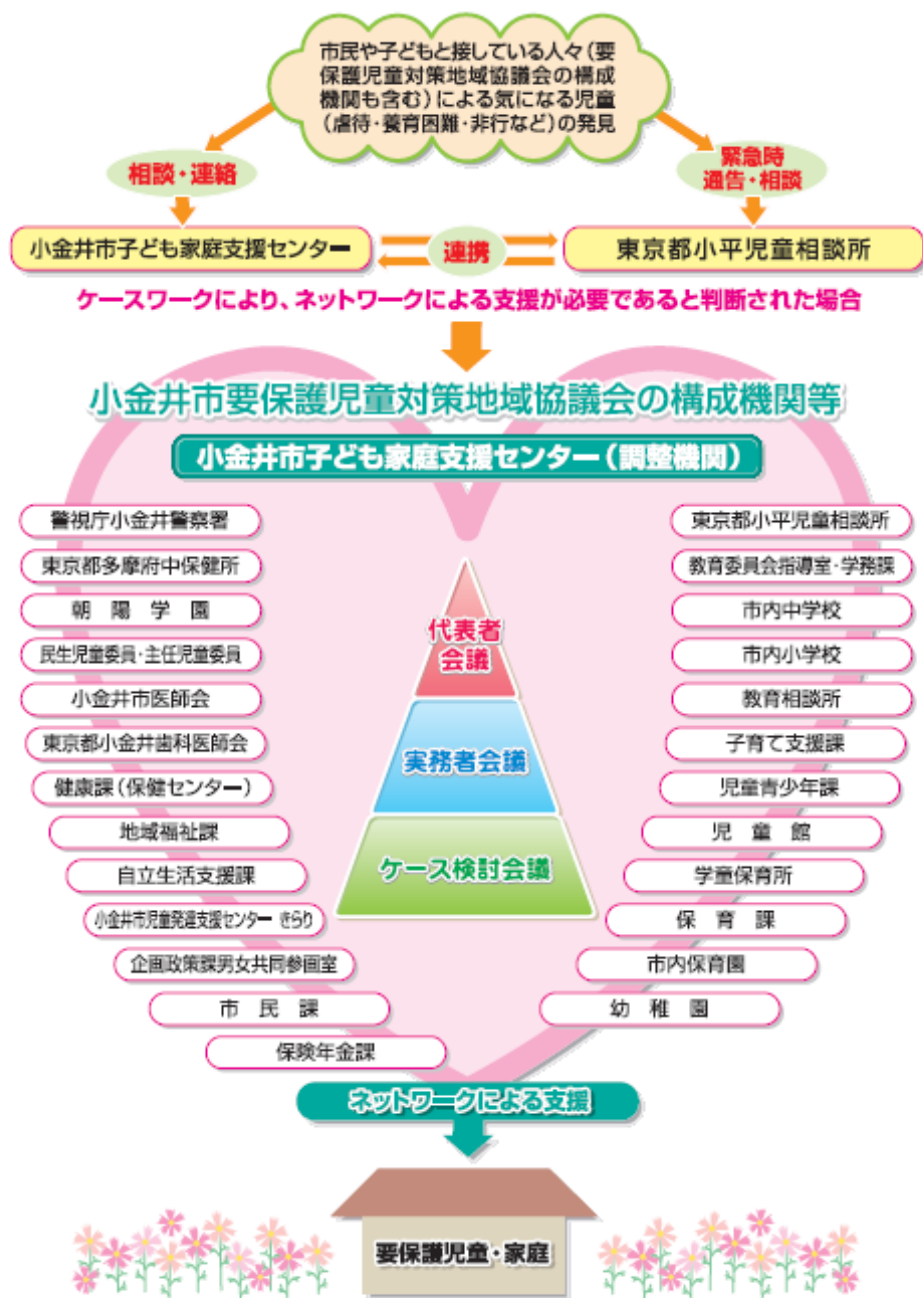
性的虐待

(1.3%)

- ・性的ないたずらをしたり、性的関係を強要したりする
- ・性的行為を強いる・性的行為を見せる・ポルノなどの性的商品の対象にする など

*数値は、平成27年度「東京都児童相談所事業概要」による

小金井市要保護児童対策地域協議会ネットワーク図



小金井市要保護児童対策地域協議会について

小金井市要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条の2の規定により、平成19年10月1日に設置されました。

今まで、関係機関のはざままで適切な支援が行われなかった事例の防止や、守秘義務が存在すること等から個人情報の提供に躊躇があった関係者からも積極的な情報提供が図られ、要保護児童の適切な支援や保護につながることが期待されています。

- 協議会の目的は?**

地域の関係機関と連携し、ネットワークを構築することにより、要保護児童の早期発見や迅速かつ適切な保護と支援を行い、児童虐待・非行の防止等を図ります。
- 「要保護児童」とは?**

児童虐待、養育困難、不登校・非行・障害などの「支援を必要とするあらゆる児童」のことをいいます。
- 何をするとところ?**

子どもたちを支援する関係者が、安心して個人情報の交換が行えるように、環境を整えています。協議会は役割を分けて三つの会議で構成されています。

三つの会議

代表者会議

協議会の構成機関の代表者(会長・課長など)による会議で、原則年1回開催されます。実際の担当者で構成される実務者会議や、ケース検討会議が円滑に実施・運営されるための環境整備を目的としています。

実務者会議

協議会の構成機関で実際に相談などの対応を行っている担当者(係長・主任など)による会議です。各機関の役割・機能の確認や情報交換等を行い、実務者レベルでの連携のあり方を確認することを目的としています。

ケース検討会議

個別ケースについて、その子どもと家庭に直接関わっている担当者や、今後関わる必要性や可能性がある関係機関の担当者により、当該ケースに対する情報交換や支援計画などを検討する事を目的に、必要に応じて随時開催されます。

児童虐待に気づいたときには

1 虐待を発見した人には通告する義務があります

「児童虐待の防止等に関する法律」では、通告の対象が、虐待を受けた児童だけでなく、虐待を受けたと思われる児童とされています。児童虐待の早期発見に努める事と併せて、虐待の「疑い」であっても速やかに児童相談所や子ども家庭支援センター等に通告することが義務づけられています。



2 通告についての秘密は守られます

通告を受けた児童相談所や子ども家庭支援センター等では、通告内容や誰が通告してきたかなどの情報を親または親に代わる養育者(以下「親」)に知らせることは、ありません。通告を機に、他の関係機関との連携を図り、子どもたちのためにより充実した支援体制を築きます。

3 虐待を発見したときに、まず注意しなければならないこと

● 虐待している・虐待しそうな親にネガティブなイメージを持たないことが大切です。

虐待問題は、特別な個人の問題というより極めて今日的な社会問題という面が大きく、決して他人事ではありません。虐待の起きている家族を必要以上に「悪い家族」として非難することは、その家族を追い詰め、悪い結果を招きかねません。

● 親を罰するよりも、子ども・家族への支援を重視します。

親への対応は、罰することが目的ではありません。大切なことは、親が虐待してしまう要因を少しでも取り除き、子どもとの関係を修復していくための援助であり、その子どもと家族に今のような援助が必要かということです。

● 自分のところだけで解決を図ろうとしないことが必要です。

問題が深刻にならないうちに解決するためには、早い時期から専門的な機能を持った機関と協力していくことが不可欠です。またいろいろな役割を持つ機関が連携し、長期的な支援体制を作ることが、子どもと家庭の支援にとって大切なことです。



4 虐待を発見後、こんな疑問がわいたとき

Q もしも虐待でなかったらどうしよう?

A 間違いを心配してためらい、行動を起こさず、子どもを危険から守れない方が問題です。ためらわずに、児童相談所や子ども家庭支援センターに相談してください。

Q ことを大げさにしてしまうのではないだろうか?

A 虐待は、自ら訴えることができにくい子どもにとって重大な問題です。ことを大げさにしてしまうのではと、心配する必要はありません。

Q 親との信頼関係が壊れてしまわないだろうか?

A 親を責めるのではなく、子どもを守るためであることを説明します。一時的に信頼関係が壊れたとしても、多くの場合、取り戻すことができます。ただ、虐待している親の中には、自分は良い親であるとアピールして周囲を振り回してしまう(操作的な)人がいるので注意が必要です。

Q 私がやらなくても誰かがやってくれるのではないかと?

A 誰もがそう思って行動しなくなってしまうと、子どもを守ることはできません。まず、自分から行動を起こしましょう。



個人情報の交換について

- 情報の交換及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。(児童福祉法第25条の3)
- 「個人情報の保護に関する法律」においては、本人の同意を得ない限り、特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないし、第三者にデータを提供してはならないとされています(個人情報保護法第16条及び23条)。しかしながら、「法令に基づく場合」は、適用除外とされており、児童福祉法第25条の3に基づく協力要請は、法令等に違反することにならないものと考えます。(「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」平成17年2月 厚生労働省通知より)
- 「小金井市個人情報保護条例」において、本人の同意を得ない限り、本人以外の者から個人情報を収集したり、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は外部に提供してはならないとされています(同条例第11条及び第12条)。しかし、「法令に基づく場合」は、適用除外とされており、児童福祉法第25条の3に基づく協力要請は、条例に違反することにならないものと考えます。
- 協議会の中で知り得た秘密は、正当な理由がなく協議会以外に漏らしてはならないとされています。(児童福祉法第25条の5)

子どもからのSOSに気づいてください

虐待を受けることによって、心と身体に傷を受けた子どもは様々な問題行動を示すことがあります。それは、子どもからの**SOS**でもあります。

1 からだにおよぼす影響

殴る、蹴るなどの暴力によって、アザができたり、出血や骨折するケースがみられます。頭部や腹部は、外傷がめだたなくても致命傷になる場合もあります。からだへの影響は暴力ばかりではありません。心理的虐待・ネグレクト（養育の放棄など）の結果、身長や体重が伸びず発育不全を起こすことがあります。

2 自尊心が低く自己肯定ができにくい

安定した愛情が受けられなかったため、自分に自信が持てず無力感を持ち不安になることがあります。自分の存在否定から自傷行為や摂食障害につながることもあります。

3 感情の抑制や情緒のコントロールができにくい

安定した愛着関係が築けなかったため、過度に見知らぬ人にもベタベタしたり、急に暴力的になったり、感情のコントロールが自分では難しいことがあります。また、人を信じることができにくくなる場合があります。

4 対人関係がうまくつくりにくい

人との信頼関係を築くことを経験していない場合、対人関係に不安感や不信感を持ってしまうことがあります。そのためコミュニケーションの手段として、暴力で従わせようとする場合があります。

5 大人になってからの影響

大人になってからも生活や人間関係に問題が起こったり、親になった時に同じ虐待を繰り返してしまう場合があります。

子ども虐待防止のオレンジリボン

このパンフレットの表紙の上にあるリボンマークは、子ども虐待防止のオレンジリボンです。

オレンジリボン運動は、平成18年9月、新潟県小山市で幼い兄弟が虐待の末亡くなったという事件を契機に、小山市の市民団体が子どもへの虐待防止をめざして始めたものであり、このリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。



児童虐待の通告手順

虐待あるいは虐待の疑いがある

緊急事態

激しい暴力が振るわれている現場を目撃するなどの場合

緊急事態ではないと思われる場合

- 状況を確認する。
- 情報を調査し整理する。
- 記録をする。
- 虐待やその疑いが目で見て確認できる場合は、できる限り写真撮影するか、絵に描く。
- 事実を整理し、事実を一番知っている人が通告する。

通報

通告

通告・相談

夜間・土日祝日・
年末年始の
緊急時

重度

軽度・疑い

小金井警察署
☎042-381-0110
緊急時110番

児童相談センター
☎03-5937-2330

小平児童相談所
☎042-467-3711

小金井市子ども家庭
支援センター
☎042-321-3146

緊急事態の場合

子どもの安全確保優先のため、緊急時には警察署（110番）へ通報、もしくは小平児童相談所（夜間等の場合は東京都児童相談センター）へ通告してください。（緊急事態とは、子どもの生命・人権にかかわるもので、緊急に保護する必要があると思われる場合）

発行日：平成28年3月

発行：小金井市

編集：小金井市子ども家庭支援センター
〒184-0015
小金井市貫井北町5-18-18
TEL 042-321-3161
FAX 042-321-3190